

太陽光発電設備に係る農地転用の方針

酒田市農業委員会

太陽光発電設備を設置する場合の農地転用申請、許可及び指導については、法令及び各通知に定めるもののほか、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、その他の再生可能エネルギー設備についても、これに準ずるものとする。

【永久転用】〈非営農型〉

1. 対象農地 第2種農地・第3種農地・遊休農地
2. 設置方法 非営農型の永久転用として設置
3. 転用面積 事業に必要な最小限の面積
4. 設置機器 太陽光パネル及びインバーター等の発電機器
5. 許可期間 永久
6. 許可条項 農地法第4条第1項又は第5条第1項
7. 許可判断 (1)農地区分が第2種、第3種又は遊休農地（農業委員会が非農地と認められた荒廃地相当）であること
(2)周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められること。
(3)周辺の他の土地に替えることができないものであること。
(4)その他農業委員会が事案別に必要と認めること。
8. 添付書類 (1)法令に定める書類
(2)周辺農地に関する次の書類
 - ・隣接農地の所有者及び耕作者の承諾書
 - ・地区農業振興協議会の同意書(3)転用に伴って周辺への影響が懸念される場合は、次の者の承諾書
 - ①転用箇所付近の関連者 例) 隣地居住者
 - ②当該地区の自治会長(4)その他状況に応じ必要な書類

【一時転用】〈簡易な設備による営農型〉

1. 対象農地 農振農用地・甲種農地・第1種農地・第2種農地・第3種農地・遊休農地
2. 設置方法 支柱又は独立基礎等
※支柱 簡易な構造で容易に撤去可能な単管パイプ等の構造とする。
※基礎 地中にコンクリート又は杭等の基礎を有しないこと。
3. 転用面積 支柱や発電設備等の必要最小限の面積
4. 設置機器 太陽光パネル及びインバーター等発電機器
5. 許可期間 3年間以内の一時転用
※一時転用は、適切な営農継続が確保されている場合に限り、再許可が可能。許可回数に制限なし。
6. 許可条項 農地法第4条第1項又は第5条第1項
※発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、農地法第3条第1項の許可（地上権の設定等）と併せて行い、期間は転用期間と同様とする。
7. 許可判断 (1)周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められること。
(2)下部農地の営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等から見て農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等から見て一般的に使用する農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。
(3)当該施設の設置を契機として下部農地における農業収入が減少するような作物転換等をしていないこと。
(4)簡易な構造物で容易に撤去できる支柱として、面積が必要最小限で適正と認められること。
(5)設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。
(6)その他農業委員会が事案別に必要と認めること。
8. 許可条件 (1)下部農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
(2)生産された農作物に係る状況を毎年報告すること。またその際、必要な知見を有する者（普及指導員、試験研究機関又は設備の製造業者等）の確認を受けること。

- (3) 営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (4) 営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、設備を改築する場合又は発電事業を廃止する場合には、遅滞なく報告すること。
- (5) 営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、設置者において当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (6) その他農業委員会が事案別に必要と認めること。

9. 添付書類

- (1) 通常の転用と同様の書類
- (2) 周辺農地に関する次の書類
 - ・ 隣接農地の所有者及び耕作者の承諾書
 - ・ 地区農業振興協議会の同意書
- (3) 転用に伴って周辺への影響が懸念される場合は、次の者の承諾書
 - ① 転用箇所付近の関連者 例) 隣地居住者
 - ② 当該地区の自治会長
- (4) 営農型発電設備の概要
- (5) 営農型発電設備の設計図等
- (6) 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響見込書 営農への影響の見込み及び根拠となるデータ又は知見を有する者の意見書
- (7) 発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することの合意書
- (8) 発電設備の撤去費用について、第三者機関との保証契約
- (9) 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定に係る書類
- (10) 売電の実効性を確認するための電力会社との契約書等の写し
 - ※ 電力会社による関係承諾書等
- (11) 施工者が電気工事資格を有していることの書類
- (12) その他状況に応じ必要な書類

10. 営農の適切な継続が確保されていない判断基準

- (1) 営農が行われない場合。
- (2) 下部農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していること。
 - ※ 地域で栽培されていない作物の場合は、自然条件に類似性のある

他の地域における平均的な単収とする。

(3)生産された農作物の品質に、著しい劣化が生じていると認められる場合。

1.1. 農業委員会による指導

(1)農地パトロール等の際に営農型発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導助言を行う。

(2)営農の適切な継続が確保されなくなった、又は確保されないと見込まれると判断される場合には、転用許可を受けたものに対して、必要な改善措置を講ずるよう指導する。

(3)営農が行われない場合、営農型発電設備による発電事業が廃止される場合又は(1)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けたものに対して、**支柱を含む当該設備**を撤去するよう指導する。

(4)転用当該地において周辺との調和に支障がある場合、転用許可を受けたものに対して、必要な改善措置を講ずるよう指導する。

1.2. その他 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会会長が別に定める。

附 則

この方針は、平成27年10月13日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年8月14日から施行する。